

2025向け  
那覇本校公務員講座  
生クラス

憲 法

板書⑨



## P300 (3) 裁量行為

裁量とは一定の判断の幅であって、その中で判断権 = 裁量権を有する裁量権者が自分の判断により決めていく



立法権を担当する国会には立法について  
行政権を担当する内閣には行政について  
裁量 が認められる



その幅の中であらねば (= 裁量の範囲内であらねば)、妥当か不当か、適当か不適当かは問題と成るか、裁判所の司法審査は及ばない。



ただし、裁量の範囲を逸脱したり、裁量権を濫用したりした場合には司法審査が及ぶ

テープコード

--	--	--

ex 生存権実現のために月額いくら生活保護費を支給するか

||

厚生労働省(厚生労働大臣)の裁量に委ねられている



裁量権の範囲内であれば司法審査は及ばない

他方

裁量権の範囲を逸脱したり、裁量権を濫用したりした場合には司法審査が及ぶ

テープコード

--	--	--

## P303 (5) 部分社会の法理 (部分社会論)

部分社会 = 様々な団体への

ex 大学

地方議会

政党

労働組合

etc



これらの団体内で構成員が内部の  
規律に違反したとして何らかの処分  
を受けたとしても、その処分が正当  
なものかの判断は、その団体の判  
断に委ねられ、裁判所が判断  
すべきではない。

||

このような考え方を

部分社会の法理 (部分社会論)

という

テープコード

--	--	--

## 団体

- ・ 始末書を書かされた
- ・ 構成員としての活動停止を言い渡された
- ・ 減給処分となった
- ・ 大学内で単位不認定処分を受けた

団体内部での処分

||

団体が自己のルールに従って独自に判断する



裁判所は判断しない

→ ただし、例外的に裁判所が判断する場合がある

||

「一般市民法秩序と直接の関係を有する問題」の場合

||

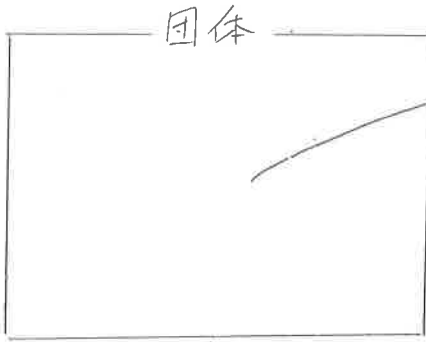
① 団体から外へ出されることか問題となる場合のように純粋に団体内部の処分とはいえない場合

② 団体の構成員としてではなく一般市民としての権利・利益を侵害した場合

テーブルコード

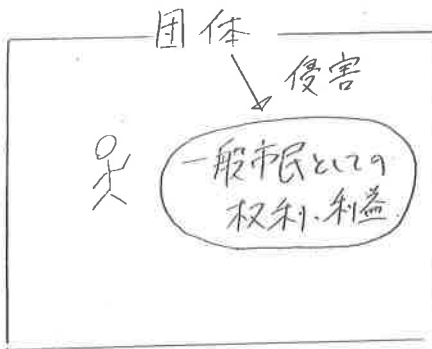
--	--	--

①



除名・退学処分  
 ||  
 団体の外へ出された  
 ||  
 「一般市民法秩序と直接  
 の関係を有する問題」  
 ↳ 裁判所は  
 判断する

②



構成員としての権利・利益  
 ではなく、一般市民とし  
 ての権利・利益を侵害  
 ||  
 「一般市民法秩序と直接  
 の関係を有する問題」  
 ↳ 裁判所は  
 判断する

※ ①②のどちらにもあてはまらないか 裁判所が  
 判断するとしたのか 令和2年11月25日の判例

テープコード

--	--	--

## P305 ⑤ 政党による除名処分 (共産党袴田事件)

(判例) 政党の党員に対する処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない、内部的な問題の場合には裁判所の審査権に及ばないか。一般市民としての権利・利益を侵害する場合には及ぶ

→ では何について審査するかという点



処分について政党が決めた自主的  
なルール (「自律的に定めた規範」)  
があるか

ある → その自主的に定めたルールが  
明らかにおかしい、変だと判  
断されるような特段の事情  
がない限り (「公序良俗に反す  
るような特段の事情がない限り」)  
それに照らして、適正な手続  
により処分されたか否かを  
判断する

ない → 社会的な常識・道理 (「条  
理」) に基づき適正な手続に  
よって処分されたか否  
かを判断する

テープコード

--	--	--



☆ 如分の結論そのものではなく、如分が適正な手続に従ったか否かについて判断する

テープコード

--	--	--

p308 (2) ② 存在理由

ct. 行政機関が前審として行う裁判

ex 公正取引委員会が行う「審決」

海難審判庁が行う「裁決」

テーブルコード

--	--	--

P315 □ (3) 内容

→ 「司法権の独立」という概念は2つの意味を持つ

- ① 裁判所という国家機関が他の国家機関すなわち国会や内閣から干渉・介入を受けずに独立していること

||

「司法府の独立」

- ② 1人1人の裁判官が他の何ものからも影響・圧力を受けずに自己の職務を遂行できること

||

「裁判官の職権の独立」

↓

そのために裁判官は身分が保障されている

(裁判官の身分保障)

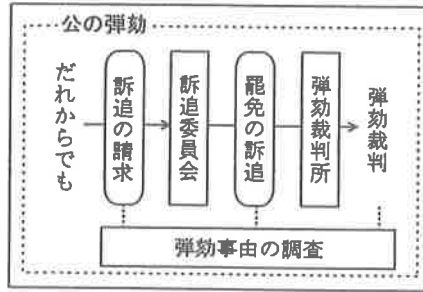
↳ 簡単には辞めさせられない

テープコード

--	--	--

p317 (4) 公の弾劾による場合

cf. 公の弾劾の手続



テーブルコード

--	--	--

## P319 ⑤ 現行の審査方法と思想良心の自由

## (問題の所在)

棄権するつもりで自票を投じた場合、罷免を  
可としない、すなわち罷免させない票としてカウ  
ントされてしまう



これは誤った価値観として判断されてしまう  
こととなるから思想良心の自由の侵害ではない  
かが問題となる

## (判例)

国民審査の制度は積極的に罷免すべきと  
考える者が多数か否かを調べるものである



自票を投じた者は少なくとも積極的に罷  
免すべきとは考えていると思われ、から  
罷免させない票とカウントしてもかまわない



よって思想良心の自由の侵害とはならない

テープコード

--	--	--

## P322 ② 公開を要する裁判

82条は裁判の対審判決は公開の法廷で行われなければならない、すなわち公開しなければならぬと定めている



しかし判例は、裁判には公開しなければならない裁判と公開を要しない裁判があると考えていく



判例が公開しなければならないとする裁判

||

「性質上、純然たる訴訟事件について終局的に事実を確定し、当事者の主張権・権利・義務の存否を確認する裁判」

→ 訴訟事件 = 当事者間の権利義務そのものをめぐっての紛争である事件

その対概念として非訟事件がある

テープコード

--	--	--

→ 非訟事件 = 後見開始の審判・失踪宣告・養子縁組の許可等・当事者間の権利義務をめぐる紛争その他については事件



判例はこの非訟事件については公開が不要としている

テープコード

--	--	--

p323 (2) 公開原則の例外  
 (3) 常に公開された裁判

- ① 政治犯罪に関する裁判
- ② 出版に関する犯罪についての裁判
- ③ 「憲法第3章で保障する国民の権利が問題となった事件」に関する裁判



対審・判決ともに常に公開 (例外なし)

vs

それ以外の裁判



原則) 対審・判決ともに公開

例外) 裁判所が裁判官の全員一致で公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると決した場合に於ては対審は非公開としている  
 ただしこの場合でも判決は公開

テープコード

--	--	--



## P324 ② (1) 違憲審査の類型

## ① 付随的審査制(司法裁判所型)

→ 通常の民事裁判, 刑事裁判の中で当事者が「憲法違反である」と主張し初めて裁判所が違憲審査権を行使する

ex 1. 相続額をめぐる裁判で当事者の1人である非嫡出子が「嫡出子と相続分を区別している民法900条4号は平等権侵害であり憲法違反である」と主張した場合に裁判所が違憲審査をする

ex. 2 刑事裁判において尊属殺人罪で起訴された被告人が「刑法200条は平等権侵害であり憲法違反である」と主張した場合に裁判所が違憲審査をする

## ② 抽象的審査制(憲法裁判所型)

→ 相続額をめぐる裁判などなくても、「民法900条4号は平等権侵害ではないか、審査し欲しい」と言われたら違憲審査をする

テープコード

--	--	--

→ 尊属殺人罪で起訴された裁判が正しくても  
「刑法200条は憲法に反するので正しくないか  
審査してほしい」と言われたら違憲審査を  
する

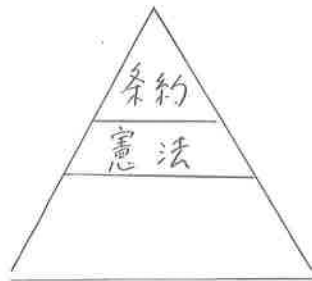
テーブルコード

--	--	--

## P326 ④ (2) ① 憲法と条約の関係

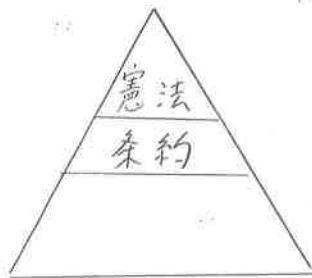
→ 条約に対し違憲審査ができるか否か  
 という問題を考える場合、前提として憲法  
 と条約のどちらが優位するかという憲  
 法と条約の関係が問題となる

条約  
優位説



→ 条約が憲法より上にある  
 ため条約の方が強いのだ  
 から条約が憲法に違反  
 するかが問題となる

憲法  
優位説



→ 憲法が条約より上にある  
 ため憲法の方が強いのだ  
 から条約が憲法に違反する  
 かが問題となる

テーブルコード

--	--	--

P328 ② 立法不作為の違憲性と国家賠償法上の  
違法性との関係

立法行為・立法不作為により損害を  
被った

そこで、国に対して国家賠償法に  
おいて賠償を請求していく



そのためには立法行為や立法不  
作為が国家賠償法上違法で  
なければならず、



では、どういった場合に違法と  
なるのか

→ その前提として違憲と違法の関係  
につき テキスト②

→ 具体的にどういった場合に違法と  
なるかにつき 必IP

テープコード

--	--	--

## p331 ⑥ 違憲判決の効力

(1) 個別効力説 = 法律について違憲判決がなされてもその法律が廃止されたのと同様の効果が生じるわけではない、その法律は依然として残っている



後に類似の事件が起こった場合、その法律が適用される可能性がある



後の事件の裁判所が違憲と考えれば再び違憲判決が出る

(2) 一般効力説 = 法律について違憲判決がなされるとその法律が廃止されたのと同様の効果が生じる



後に類似の事件が起こっても、その法律は廃止されたのと同様だから適用されない

テープコード

--	--	--

